

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 趣旨

国は、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況に対処するため、社会保障審議会介護保険部会（令和4年12月20日）の意見や、令和5年度の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月閣議決定）をもとに、介護保険法施行規則等の一部改正（令和6年4月1日施行）を行いました。

これに対応するため、本市では、令和6年6月議会において「三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例」の一部改正を行ったところです。なお、詳しい内容は次のとおりです。

2 現状

地域包括支援センターに専らその職務に従事する常勤の職員の員数については、第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師（その他これに準ずる者）1名、社会福祉士（その他これに準ずる者）1名、主任介護支援専門員（その他これに準ずる者）1名を原則配置する。

3 改正内容

地域包括支援センターにおける国の職員配置基準の見直しにより、職員配置を柔軟化する。

(1) 非常勤職員の常勤換算（常勤換算法による員数換算）

第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法による員数換算を可能とする。

<常勤換算法>

非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

(2) 複数拠点の合算による柔軟な職員配置

地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。

ただし、質の担保の観点から、当該一センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員を配置する必要がある。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日 社会保障審議会 介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。

